

平成 25 年 11 月 15 日

## 平成 24 年度 消費者信用供与額の動向とクレジットカード発行枚数調査

～消費者信用実態調査 325 社の信用供与額の集計値とクレジットカード発行枚数調査の集計値～

一般社団法人日本クレジット協会

一般社団法人日本クレジット協会(会長 大森 一廣)は、このほど消費者信用実態調査に回答のあった 325 社の信用供与額の集計結果を取りまとめました。

この消費者信用実態調査は、消費者信用に係る基礎的資料を収集・分析し、消費者信用産業の活動と現状を明らかにすることを目的とし、年1回実施しているものです。

当協会では、この実態調査結果を基に推計を行い、「消費者信用全体の信用供与額」を「推計値」として継続して公表を行っておりますが、平成14年度より数値の速報性の観点から、消費者信用実態調査の信用供与額の集計値について先行して公表を行っております。

今回取りまとめた数値は、消費者信用実態調査の信用供与額(集計社数 325 社)の平成 23 年度と 24 年度の集計値です。

なお、継続して公表している消費者信用全体の信用供与額(推計値)は、来年 2 月に公表を行う予定です。

また、消費者信用実態調査と同時期に調査を行ったクレジットカード発行枚数調査についても取りまとめを行いました。

### <お問合せ先>

本件に関するお問合せは、下記にお願いします。

一般社団法人日本クレジット協会 消費者・広報部

03-5643-0011

## 信用供与額【販売信用、消費者金融ともに増加傾向】

325社の信用供与額は平成23年度53兆6,088億円、24年度58兆6,046億円となり、平成24年度は前年度に比べ9.3%増加しました。

この信用供与額の販売信用をクレジットカードショッピングと個品に大別すると、平成24年度のクレジットカードは10.1%増、個品も6.5%増と堅調に推移しております。

また、消費者金融ではクレジットカードキャッシングは1.7%増、その他の消費者ローンは5.5%増となっています。

信用供与額(集計社数 325 社)

(単位：億円、%)

		平成23年度	平成24年度	前年度比
販売信用	クレジットカードショッピング	453,734	499,409	10.1
	個品	53,536	57,011	6.5
	販売信用計	507,270	556,420	9.7
消費者金融	クレジットカードキャッシング	20,641	20,998	1.7
	その他の消費者ローン	8,177	8,628	5.5
	消費者金融計	28,818	29,626	2.8
信用供与額合計		536,088	586,046	9.3

(注) 1. 上記の数値は平成25年度消費者信用実態調査に回答のあった325社の数値をとりまとめた集計値。

2. 2年度分のみ集計のため、過去に遡った複数年度比較はできない。

3. クレジットカードショッピングはクレジットカード会社のカードのほかに百貨店等の小売業等販売会社の自社カードも含まれる。

4. 個品は信販会社等の個品あつせん、小売業等販売会社の自社信用販売(個品方式)が含まれる。

5. 消費者金融は販売信用業務を行う与信業者の消費者金融。

6. その他の消費者ローンは融資専用カード等のクレジットカードキャッシング以外の消費者金融。

## クレジットカード発行枚数【発行枚数 3 億 2,352 万枚】

平成 25 年 3 月末の発行枚数(社数 345 社)は、3 億 2,352 万枚で、前年比 0.6%の増加となりました。成人人口※比では 1 人当たり 3.1 枚所有していることとなります。

※総務省「人口推計」平成 25 年 3 月 1 日現在の 20 歳以上の総人口 1 億 480 万人

クレジットカード発行枚数(社数 345 社)

(単位：万枚、%)

	21年3月末	22年3月末	23年3月末	24年3月末	25年3月末	前年比
銀行系	12,718	13,336	14,138	13,755	13,885	0.9
流通系	9,166	9,957	10,383	9,984	10,033	0.5
信販系	6,059	4,733	4,253	4,158	3,910	▲ 6.0
メーカー系	1,207	1,297	1,295	1,335	1,396	4.6
中小小売商団体	395	352	303	302	293	▲ 3.0
その他	2,238	2,558	2,500	2,630	2,835	7.8
合計	31,783	32,233	32,872	32,164	32,352	0.6

(注) 1. 銀行系は、銀行系クレジットカード会社各グループの自社カードの合計。

2. 流通系は、百貨店、量販店、流通系クレジットカード会社の自社カードの合計。

3. 信販系は、割賦購入あっせん登録業者のうち他の系列に属さないものの自社カードの合計。

4. メーカー系は、電機メーカー系クレジット会社、自動車メーカー系クレジット会社の自社カードの合計。

5. 中小小売商団体は、日本専門店会連盟、エヌシー日商連、全国中小企業団体中央会の自社カードの合計。

6. その他は、石油、通信、鉄道・航空会社、ホテル、旅行業者などの自社カードの合計。

7. 自社カードの考え方は以下の通り。

自社カードとは、クレジット会社が顧客から申込を受け(提携先を経由する場合を含む)、審査を行い発行するクレジットカードで、カード会員がそれを提示することにより商品の購入・役務の提供等が受けられるカードをいい、当該カード会員から当該商品等の代金に相当する額を後日受領する(クレジット会社が債権を保有している)もの。また、提携先企業があり、提携先企業の定める場所で利用された分については提携先が債権を保有し、クレジット会社が定める場所で利用された分はクレジット会社が債権を保有するカードも含める。

8. 発行枚数の考え方は以下の通り。

家族カード等を含むすべてのカード(その他の物又は番号、記号その他の符号を含む。以下「カード」という。)発行数とし、退会等によって会員資格を失ったものや有効期限が切れた後更新を行っていないカードの数を除いた有効発行数残高をいう。